

令和2年度(2020年度)就学支援金のお知らせ

<令和2年(2020年)7月～翌年6月分の届出について>

すでに個人番号(マイナンバー)を提出している方へお知らせしています。

税の申告を行っていない場合は、個人番号カード等のコピーを提出しても所得確認ができず、支給することができませんので、速やかに申告手続きを行ってください。

◆ 手続きが必要な方は？

- ◇ 保護者(親権者)について、次の1～3のいずれかに該当する場合、書類の提出が必要です。
 - 1 平成31(2019)年1月1日と令和2(2020)年1月1日時点で、保護者の課税地(住民票を所有する市町村)に変更がある。
 - 2 令和2(2020)年1月1日時点で、日本国内に住所を有していない保護者がいる。
 - 3 令和2(2020)年1月1日時点で、保護者が生活保護を受給している。
- ◇ 上記1～3に該当しない場合、手続きは不要です。(提出書類はありません。)

◆ 課税地等の確認について

- ◇ 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。令和2年7月～令和3年6月(卒業学年の場合は、令和3年3月)分の審査については、令和2年1月1日時点の課税地によって決まります。
- ◇ そのため、平成31年1月1日時点の課税地と令和2年1月1日時点の課税地に変更がある場合は、修正する必要がありますので、別紙「課税地等確認書」に変更内容を記載してご提出ください。(単身赴任等で保護者の一部に変更がある場合や、令和2年1月1日時点で海外に在住している場合も報告が必要です。)
- ◇ なお、以下に該当する場合は提出不要です。
 - ・平成31年1月1日時点の課税地と令和2年1月1日時点の課税地に変更がない場合
 - ・平成31年1月1日～令和2年1月1日の間に横浜市(例:金沢区→港南区)で転居した場合
 - ・平成31年1月1日～令和2年1月1日の間に川崎市(例:高津区→川崎区)で転居した場合

◆ 提出する書類は？ <提出期限：令和2年(2020年)6月30日>

- ◇ 次の書類を、事務室へ提出してください。
 - 1 【該当者のみ】課税地等確認書
 - 2 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本(令和2年(2020年)1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの)
- ◇ 個人番号(マイナンバー)を提出した保護者(親権者)が、令和2年7月1日時点の保護者(親権者)と異なる場合は、事務室にご連絡ください。

（参考）就学支援金制度とは？

◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

- 年収約 910 万円未満の世帯の方（詳細は以下参照）
- 生活保護を受給している世帯の方

（参考）令和 2 年 7 月分からの判定方法について

◇ 年収約 910 万円未満の世帯の方が支給対象となることに変更はありません。

◇ 変更点

- 「課税所得」を基準として判定するようになります。（地方税の「所得割額」から変更）
- ふるさと納税等の寄附金控除等の税額控除により住民税の所得割額が低く抑えられてしまうことの影響がなくなります。

◇ 次の計算式（保護者全員分）により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 が 304,200 円未満

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。



就学支援金が支給されます

※ （参考）令和 2 年 6 月分までの判定方法

都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（保護者全員分）が 507,000 円未満であれば、就学支援金が支給されます。

（参考）家計急変世帯への支援について（授業料免除）

◇ 家計急変世帯への支援とは？

- 年収約 910 万円以上の世帯のため、高等学校等就学支援金の支給の対象にならず、授業料を負担いただく方で、家計急変（収入の激減）の事由があった場合は、一定の要件を満たせば授業料免除制度の対象になります。
- 詳細は事務室までご相談ください。

問合せ・提出先

〒236-0042 横浜市金沢区釜利谷東 4-58-1

神奈川県立釜利谷高等学校 事務室

電話 045-785-1670（音声案内 5 番）

受付時間 祝日を除く平日 8:30～16:30